

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3263号)

令和7年10月2日

横情審答申第3263号
令和7年10月2日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年5月31日戸地振第221号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「下倉田町、上倉田町、舞岡町に居住し、町内会・自治会に加入している
外国人の人数及び世帯数のわかる行政文書（平成26年度から令和5年度分）」
の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「下倉田町、上倉田町、舞岡町に居住し、町内会・自治会に加入している外国人の人数及び世帯数のわかる行政文書（平成26年度から令和5年度分）」を不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年4月22日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 当該開示請求に係る行政文書について、自治会に対して、外国人の加入者数（世帯数）の調査は行っていないことから、開示請求に係る行政文書を作成、保有していないため、不開示とした。
- (2) 実施機関では、戸塚区内の各自治会町内会の会長・副会長の氏名、住所、電話番号、加入世帯数や自治会町内会費の額等を確認するために戸塚区自治会町内会現況届の提出を依頼し、保有しているが、外国人の加入の有無については確認事項ではないため、提出を受けておらず、審査請求人が主張するようなデータを用いること也没有ないので、該当する行政文書を保有しておらず、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、請求された記録の数値保有分を全て開示せよ。
- (2) 処分庁は、毎年、自治会町内会の現況届を地域振興課に届出させている記載事項に、加入者の世帯数を届出させ、その活動助成金を支出している関係があるとともに、民生委員等からもその外国人の生活者的人数を得ている密接不可分の記録を保

有しているので、調査の事実と記録を保有していた。

(3) 処分庁は4年ごとの国勢調査でも、生活している居住者に外国人も含まれていた調査を行い、各町単位に外国人の数も収集した記録を区単位で公表していた事実があり、それゆえ、各町単位の外国人の数値記録を保有していた事実が明らかである。そして、その差、すなわち、前記(2)の現況届との差を取ることにより、町内会、自治会での外国人数を記録保有文書の元データから調査結果としての記録文書を保有していた事実が明らかである。

(4) 処分庁が、外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づく町単位の調査の有無にかかわらず、3つの記録の保有するデータ記録を保有していた事実が、前記3つの文書から明らかである。

また、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票による外国人の対象の「舞岡町、下倉田町、上倉田町」の居住する世帯数、人口もまた「保有する文書」である。

(5) 下倉田町のアパートに在住する外国人及び日本人は町内会に加入することを要件にアパートの賃貸借ができる取り決めがあるので、町内会でも外国人の人数の記録も保有している。

5 審査会の判断

(1) 自治会町内会役員現況届等に係る事務について

自治会町内会とはそれぞれの地域に起こる問題を解決し、地域住民相互の親睦を図るために組織された、自主的・民主的な任意団体である。横浜市は、自治会町内会に対し、多くの情報を提供するとともに、地域の自主的な活動を支援するための事務を行っている。

戸塚区自治会町内会役員現況届は、横浜市が、毎年度、戸塚区内の各自治会町内会の役員や加入世帯数、広報紙等の配布部数や届出先を確認するため、戸塚区が各自治会町内会に対し提出を依頼しているもので、その提出先は戸塚区地域振興課となっている。

戸塚区自治会町内会役員現況届の提出を依頼するに当たっては、公益上又は当該自治会町内会にとって必要と認められる場合には、自治会町内会の代表者の氏名等の情報を第三者からの問合せに対して提供することを前提としており、自治会町内会の名称、代表者の氏名等の情報は、地域振興課において戸塚区自治会町内会名簿にとりまとめて閲覧に供している。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、下倉田町、上倉田町、舞岡町に居住し、町内会・自治会に加入している外国人の人数及び世帯数の分かる行政文書（平成26年度から令和5年度分）と解される。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関においては、「民生委員等からの、外国人の生活者的人数を得た記録」は作成も取得もしておらず、保有していない。

(イ) 実施機関では、「国勢調査で生活している居住者に外国人も含まれていた調査を行い、各町単位に外国人の数も収集した記録」については作成も取得もしておらず、保有していない。

また、「賃金を支払って自治会・町内会の者が調査書を配布して回収した結果、外国人の世帯、人数を公表している文書及び記録」についても、実施機関ではそのような調査を実施していないため、当該文書及び記録は作成も取得もしておらず、保有していない。

(ウ) 下倉田町のアパートに居住する外国人で町内会に加入している人数、世帯数等が分かる文書及び記録に関して、審査請求人は、下倉田町のアパートに居住する外国人及び日本人は町内会に加入することを要件にアパートの賃貸借ができる取り決めがあるので、町内会で外国人の人数の記録も保有していると主張する。

しかし、自治会町内会は任意の団体であり、実施機関としては下倉田町のアパートに居住する外国人及び日本人は町内会に加入することを要件にアパートの賃貸借ができる取り決めがあるとの事実は把握していないため、下倉田町のアパートに居住する外国人で町内会に加入している人数、世帯数等が分かる文書及び記録は作成も取得もしておらず、保有していない。

(エ) 住民基本台帳法に基づき作成される住民票において自治会町内会への加入の有無が分かるような記載部分はない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を保有していないとして不開示と

した決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 5 月 31 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 6 月 28 日	・実施機関から反論書及び反論書一部訂正申立書の写しを受理
令 和 7 年 8 月 7 日 (第45回第四部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 4 日 (第46回第四部会)	・審議